平成２３年（フ）第７７３６号
大阪府東大阪市俊徳町５丁目４番16号　オレンジハイツＡ205号、前住所奈良県大和郡山市野垣内町130番地７
債務者　松川　武夫
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤澤　泰子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８５１号
大阪市浪速区元町１丁目９―21　丸元北ビル401、住民票上の住所奈良県大和高田市大字根成柿194番地の５
債務者　プロスターカンパニーこと　今川　正子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　伸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９２６号
福岡市中央区大名１丁目３番35―701号、前住所堺市北区東浅香山町３丁145番地東浅香山団地１―505号
債務者　木阪　善昌
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　真吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２０６号
福岡市博多区東那珂２丁目10番30―811号
債務者　花園　広美
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　洋祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４６３号
福岡県春日市一の谷１丁目69番地１サングレート春日Ⅱ805号
債務者　稲村　英二
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　邦俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４６７号
福岡県大野城市つつじヶ丘２丁目１番５号
債務者　丸山　貴司
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　洋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４４３号
愛知県一宮市八幡５丁目１番99―602号　県営一宮八幡住宅
債務者　吉川　典宏
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４５０号
函館市山の手３丁目12番15号
債務者　佐藤　　務
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第８７号
岩手県一関市川崎町薄衣字法道地21番地18
債務者　菊池　正博
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第２３５１号
名古屋市守山区川東山3321番地　尾張荘
債務者　塚原良商店こと　塚原　良男
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６６号
兵庫県姫路市網干区和久423番地44　網干テラスハウス５棟33号
債務者　清水　才司
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６８２号
兵庫県姫路市亀山443番地１　親和荘
債務者　末永　勝彦
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６８５号
兵庫県姫路市福沢町26番地
債務者　佐々木時子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３２０号
岡山県倉敷市北畝２丁目14番８号　サニーパレス101号、前住所岡山県倉敷市東塚５丁目19番３号
債務者　福圍　典資
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第４２７号
長崎県長崎市中川２丁目14番８号
債務者　片山巳貴子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４６４号
長崎県西彼杵郡時津町野田郷47番地９
債務者　山下　幸子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４９５号
長崎県長崎市戸町１丁目５番６―1201号
債務者　髙木喜代美
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係